

日医発第 558 号（地域）

令和 5 年 6 月 14 日

都道府県医師会
担当理事 殿

公益社団法人日本医師会
常任理事 黒瀬 巖
（公印省略）

厚生労働省 令和 5 年度補助金事業『医療通訳者、外国人患者受入れ
医療コーディネーター配置等支援事業』『医療通訳配置等間接補助事業』
実施団体（医療機関）の公募について

時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、厚生労働省医政局総務課医療国際展開推進室より、令和 5 年度「医療通訳者、外国人患者受入れ医療コーディネーター配置等支援事業」における補助対象医療機関の公募につき情報提供がございました。

本事業は、「拠点的な医療機関」（後述）を対象にした、多言語対応を可能とする体制の確保、及び、院内外における外国人患者への対応をサポートできる体制の構築支援等を行うことを目的としたものです。

なお、「拠点的な医療機関」とは、平成 31 年 3 月 26 日付厚生労働省医政局総務課長及び観光庁外客受入担当参事官連名通知「外国人患者を受け入れる拠点的な医療機関の選出及び受入体制に係る情報の取りまとめについて（依頼）」（平成 31 年 4 月 10 日付(地 25)にてご案内)に基づき都道府県により選出された医療機関を指します。

公募の詳細は以下をご参照ください。

<公募案内ページ>

事業実施団体「一般財団法人日本医療教育財団」

『医療通訳者、外国人患者受入れ医療コーディネーター配置等支援事業』

～「医療通訳配置等間接補助事業」実施団体（医療機関）の公募について～

https://www.jme.or.jp/news/230609_1.html

- ・対象医療機関：「外国人患者を受け入れる拠点的な医療機関」
- ・応募期限：2023 年 7 月 21 日（金）（※郵送および E メールにて受付）

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただくとともに、貴会管下の拠点的な医療機関への周知方につきご高配を賜りますようお願い申し上げます。

令和5年度

医療通訳者、外国人患者受入れ医療コーディネーター配置等支援事業 間接補助事業者（医療機関）の選定に関する公募要領

厚生労働省の令和5年度「医療通訳者、外国人患者受入れ医療コーディネーター配置等支援事業（以下、「本事業」という。）」につきましては、このたび、一般財団法人日本医療教育財団が事業実施団体として受託いたしました。

本事業の一環として、医療通訳者および外国人患者受入れ医療コーディネーターの配置や多言語対応を可能とする体制および外国人患者が医療機関を受診した際の一連の手続きをサポートできる体制の構築、支援を行う間接補助事業（以下、「医療通訳配置等間接補助事業」という。）を実施する間接補助事業者（医療機関）を選定するために、以下の要領で公募を行います。

1 医療通訳配置等間接補助事業の背景

厚生労働省は、訪日・在留外国人患者が安心・安全に日本の医療機関を受診できるよう、医療通訳者の配置等に関する支援を通じて、医療機関の整備を行っております。

政府の健康・医療戦略推進本部の下に設置された「訪日外国人に対する適切な医療等の確保に関するワーキンググループ」においては、「訪日外国人に対する適切な医療等の確保に向けた総合対策」（平成30年6月14日）が取りまとめられ、現在、関係府省庁が連携して取組みを進めております。

また、在留外国人の対応に関しては、平成31年4月からの新たな外国人材の受入れ制度の開始に伴い、在留外国人が日本各地において医療を受けることが予想されるため、「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」（平成30年12月：外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議）に基づき、全ての居住圏において外国人患者が安心して受診できる体制の整備を進めることとしております。

このような状況を背景に、患者の利便性を高め、医療機関および行政等のサービス向上を図ることを目的として、厚生労働省と観光庁が連携して一元化した「外国人患者を受け入れる医療機関の情報を取りまとめたリスト」が、令和元年7月に公表されました（最終更新は令和4年12月27日）。

近年、新型コロナウイルス感染症の影響により、国際的な人の往来が一時停止されていましたが、令和4年10月の入国制限の緩和、令和5年5月の水際措置の終了により、国内の医療機関を受診する外国人患者の増加が見込まれます。こうした状況の中、外国人患者が円滑に医療機関を受診するにあたり、医療機関だけではなく、地方自治体、観光事業者・宿泊事業者等が連携して、地域全体として外国人患者の受入体制を構築する必要があります。

2 医療通訳配置等間接補助事業の目的

本事業では、外国人患者が安心して日本の医療機関を受診できるよう、また、医療機関が安心して外国人患者に医療を提供できるよう、『「外国人患者を受け入れる拠点的な医療機関の選出及び受入体制に係る情報の取りまとめについて」（平成31年3月26日付け医政総

発 0326 第 3 号、観参発 800 号) に基づき選出された医療機関』(以下、「拠点的な医療機関」という。) の機能を強化するため、医療通訳者・外国人患者受入れ医療コーディネーターの配置による多言語対応を可能とする体制および外国人患者が医療機関を受診した際の一連の手続きをサポートできる体制の構築、支援等を行います。

3 医療通訳配置等間接補助事業の事業内容

○医療通訳配置等間接補助事業の事業内容

- (1) 医療通訳者の配置
- (2) 外国人患者受入れ医療コーディネーターの配置
- (3) 拠点的な医療機関としての取組み
- (4) 効果測定データ等の収集

(1) 医療通訳者の配置

医療通訳配置等間接補助事業を実施する医療機関(以下、「間接補助事業者」という。) は、以下の基準にて医療通訳者を配置します。

医療通訳者の配置状況(個人ごとの詳細)は、様式2 [医療通訳者配置状況] で申請することとします。

※本事業における「医療通訳者」の定義については、別紙1 を参照してください。

①体制

- ・医療機関の直接雇用で1名以上を配置すること。(常勤・非常勤は問わない)

※医療通訳者と外国人患者受入れ医療コーディネーターの兼務は可とするが、医療通訳者と外国人患者受入れ医療コーディネーターを合わせて、2名以上の体制を必須とする。

※専従・兼務は問わないが、兼務の場合は、医療通訳者に係る業務とその他の担当業務の内容および配分が明確であり、従事割合において示すことができること。

②対応言語

- ・様式5 [基本情報確認票] に記載されている外国人患者数・対応言語等の実績に基づき、間接補助事業者の現状や間接補助事業者が所在する地域の実情に即して必要と判断される言語で対応できること。(日本語を除く)

③配置人材の適正性

- ・医療通訳に関連する業務経験、学習経験、医療通訳業務に資する資格のいずれかを有していること。(医療通訳者として配置されることの適正性が明確であること)

(2) 外国人患者受入れ医療コーディネーターの配置

間接補助事業者は、以下の基準にて外国人患者受入れ医療コーディネーターを配置します。

外国人患者受入れ医療コーディネーターの配置状況(個人ごとの詳細)は、様式3 [外国人患者受入れ医療コーディネーター配置状況] で申請することとします。

※本事業における「外国人患者受入れ医療コーディネーター」の定義については、**別紙** 2を参照してください。

①体制

- ・医療機関の直接雇用で1名以上を配置すること。（常勤・非常勤は問わない）
※専従・兼務は問わないが、兼務の場合は、外国人患者受入れ医療コーディネーターに係る業務とその他の担当業務の内容および配分が明確であり、従事割合において示すことができること。

②対応言語

- ・日本語以外の外国語の言語力については必ずしも求めない。
※間接補助事業者において必要と判断される言語の言語力（院内案内ができる程度）があれば、より望ましい。

③配置人材の適正性

- ・外国人患者受入れ医療コーディネーターに関連する業務経験、学習経験（外国人患者受入れ医療コーディネーター研修）、外国人患者受入れ医療コーディネーター業務に資する資格（語学の資格等）のいずれかを有していること。（外国人患者受入れ医療コーディネーターとして配置されることの適正性が明確であること）

（3）拠点的な医療機関としての取組み

間接補助事業者は、拠点的な医療機関としての機能を強化するための取組みを実施します。実施にあたっては、様式5 [基本情報確認票] および 様式8 [外国人患者受入れ体制整備に関するセルフチェックシート] の申請内容に基づき、間接補助事業者の外国人患者受入れに関する院内体制整備の状況に応じた取組みを行うこととします。

また、本事業事務局は、間接補助事業者の取組みに係る支援を行います。

拠点医療機関機能の推進に係る取組みについて

外国人患者受入れに関する地域の拠点的な医療機関として、外国人患者受入れに関して周辺医療機関等をサポートする機能（以下、「拠点医療機関機能」という。）を推進する取組みを行うことにより、周辺医療機関等との連携体制の強化や、地域全体での外国人患者受入れ体制の向上を図ります。

< 拠点医療機関機能の推進に係る取組み（例） >

※以下に掲げる項目は、想定される取組みの例です。

○周辺医療機関等における外国人患者受入れ対応に関するサポート活動

- ・周辺医療機関等から外国人患者受入れに関する問合せ・相談があった際の回答・助言
- ・周辺医療機関等において外国人患者受入れが困難な場合の受入れ対応
- ・周辺医療機関等から外国人患者対応のための医療通訳の提供依頼があった際の対応（電話による通訳対応、他院に赴いての通訳対応、通訳手段に関する情報提供）

○周辺医療機関等の外国人患者受入れ体制向上のための支援・啓蒙活動

- ・周辺医療機関等を対象とした院内見学会の実施、セミナー・勉強会等の開催
- ・周辺医療機関等に対する外国人患者受入れ体制の整備に関する情報提供・助言（体制整備の進め方、整備方法に関する情報提供・助言 等）
- ・地域における外国人患者受入れ体制の向上等に資するための要請に応じた取組み（医療通訳養成のための現場実務実習における実習生の受入れ 等）

○自治体との連携の促進について

これまでに本事業による補助の実績が複数回ある（採択実績が2回以上ある）医療機関については、自治体（都道府県または市区町村）との連携を促進し、地域の外国人患者対応に関する情報共有や課題の解決に向けた協議等を積極的に行うことが望ましい。

※これまでに本事業による補助の実績が1回以上ある（採択実績のある）医療機関については、前回の事業における取組みを踏まえ、今年度（令和5年度）の事業において新たな取組みもしくは取組みの拡充を行うことが望ましい。

※「拠点的な医療機関としての取組み」の実施計画については、様式7「拠点的な医療機関としての取組みに係る実施計画書」に記載してください。

体制整備に係る取組みについて

体制整備が未着手もしくは整備途上にある医療機関（様式5「基本情報確認票」および様式8「外国人患者受入れ体制整備に関するセルフチェックシート」をもとに本事業事務局が判断）においては、「拠点医療機関機能の推進に係る取組み」を行うにあたり、並行して、外国人患者が安心して医療を受けるために必要となる院内の「体制整備に係る取組み」を進めていきます。

<体制整備に係る取組み>

院内体制の整備にあたっては、拠点的な医療機関として求められる範囲における、本事業としての体制整備の基準（様式8「外国人患者受入れ体制整備に関するセルフチェックシート」に該当する整備項目）に基づき、体制整備を行うための実施計画の策定、計画に基づく体制整備を実施します。

事務局による支援について

本事業事務局は、各間接補助事業者の「拠点的な医療機関としての取組み」に係る支援を行います。

①拠点医療機関機能の推進に係る取組みの支援

各間接補助事業者の実施状況の確認を行ったうえで、取組みの推進にあたっての

助言や他医療機関の事例等に関する情報提供等を行います。

②体制整備に係る取組みの支援

各間接補助事業者の体制整備に係る取組みに関しての支援を行います。

<取組みの支援内容について（予定）>

○取組みに関する相談窓口（ヘルプデスク）の設置

…Eメール、電話等による相談対応、助言、情報提供等

○取組みに関するヒアリングシートの運用

…ヒアリングシートによる取組みの状況や課題等の把握

○事務局による面談、視察

…事務局担当者の訪問での面談や視察による取組み状況の確認・ヒアリング、助言、情報提供等

○取組みに関するオンラインセミナーの開催

…体制整備や医療通訳者養成等に関するオンラインセミナーの開催（予定）

（４）効果測定データ等の収集

間接補助事業者は、拠点的な医療機関としての機能強化（外国人患者受入れ体制の向上のために活用すること等）を目的として、医療通訳者、外国人患者受入れ医療コーディネーターの配置等に関する好事例、課題のあった事例とその対応策や、拠点医療機関機能の取組みに関する事例のデータ（以下、「効果測定データ」という。）を所定のフォームに記録し、提出することとします。

<効果測定データの種類（予定）>

○医療通訳者、外国人患者受入れ医療コーディネーター有効活用事例

…外国人患者対応をとおして、医療通訳者、外国人患者受入れ医療コーディネーターの有効性が確認できた事例や、課題のあった事例とその対応策等

○拠点医療機関機能の取組みに関する事例

…取組みの概要、実施の反響や課題等

※効果測定データの種類は、状況により変更になる場合があります。

※収集した効果測定データは、本事業事務局で加工のうえ公開する予定です。

4 間接補助事業者となるための応募条件

以下(1)～(4)の全てを満たすことを間接補助事業者となるための応募条件とします。

- (1) 「拠点的な医療機関」に選定されていること
- (2) 院内に「医療通訳者」・「外国人患者受入れ医療コーディネーター」を配置すること
- (3) 拠点的な医療機関としての取組みを行うことができること
- (4) 効果測定データ等の収集を行うことができること

(1) 「拠点的な医療機関」に選定されていること

「拠点的な医療機関」(カテゴリー1、カテゴリー2)に選定されている医療機関を本事業の応募対象とします。(本事業への応募日時時点で選定されていることを必須とする)

- ・カテゴリー1：外国人患者で入院を要する救急患者に対応可能な医療機関
- ・カテゴリー2：診療所・歯科診療所も含む外国人患者を受入れ可能な医療機関

(2) 院内に「医療通訳者」・「外国人患者受入れ医療コーディネーター」を配置すること

前掲[3. 医療通訳配置等間接補助事業の事業内容]の「(1) 医療通訳者の配置」および「(2) 外国人患者受入れ医療コーディネーターの配置」に該当する配置人員体制の基準について、本事業への応募日時時点で満たしていること、もしくは、本事業への応募日以降の事業期間内に新規雇用等で満たすこととします。

(3) 拠点的な医療機関としての取組みを行うことができること

前掲[3. 医療通訳配置等間接補助事業の事業内容]の「(3) 拠点的な医療機関としての取組み」の内容について、取組みを適切に実施することができる能力、組織体制を有することとします。

(4) 効果測定データ等の収集を行うことができること

前掲[3. 医療通訳配置等間接補助事業の事業内容]の「(4) 効果測定データ等の収集」の内容について、データ等を遅滞なく収集する能力、組織体制を有することとします。

5 間接補助事業に係る補助金の対象となる費用

間接補助事業者配置された医療通訳者、外国人患者受入れ医療コーディネーターの person 件費(事業期間内の職員基本給、職員諸手当、社会保険料)

※同一期間において、同一項目が他事業補助金等の交付を受けている場合は申請費用の対象外となります。

6 間接補助事業に係る補助金額

前掲[5. 間接補助事業に係る補助金の対象となる費用]に要する金額の1/2

○これまでに本事業による補助の実績がない医療機関

- ・ 1 医療機関当たりの上限額 : 4,372 千円

○これまでに本事業による補助の実績が1回以上ある（採択実績のある）医療機関

- ・ 1 医療機関当たりの上限額 : 2,186 千円

※本事業への応募時点での応募医療機関の補助金対象予定額をもとに、各医療機関の上限額が定められます。

※補助金対象予定額は、様式4「医療通訳者・外国人患者受入れ医療コーディネーター 補助金申請額一覧（概算）」に入力してください。

7 間接補助事業者の採択件数（予定）

20 件～40 件程度

※応募医療機関の補助金対象予定額により、採択件数は変動します。

8 間接補助事業の事業実施期間

採択日（内示日）から2024年（令和6年）3月31日とします。

9 間接補助事業者の審査・選定

（1）審査・選定の方法

間接補助事業者の選定にあたっては、本事業事務局において、申請書類の不備や応募条件への適合性について確認した後、本事業の第三者機関として設置された検討委員会において評価のうえ審査を行い、間接補助事業者としての業務を担えると認められる医療機関を選定します。

間接補助事業者の審査・選定は非公開で行い、その経緯は通知しません。また、問い合わせにも応じられません。

（2）審査・選定の手順

審査・選定は、以下の手順により実施します。

①形式審査

申請書類に基づき、応募条件への適合性について確認します。応募条件を満たしていないものについては、以降の審査の対象から除外されます。

なお、必要に応じて、応募団体へのヒアリング等を行う場合があります。

②検討委員会による審査・選定

本事業の第三者機関として設置された検討委員会において、申請内容を総合的に評価したうえで審査し、間接補助事業者を選定します。

（3）選定結果の通知

選定結果については、速やかに全ての応募医療機関に対して通知します。

10 評価の観点

以下（１）～（５）を間接補助事業者を審査・選定する際の評価の観点とします。

（１）配置人員体制の実効性について

医療通訳者および外国人患者受入れ医療コーディネーターの配置体制や配置人材に関して、実効性や適正性が確認できるか。

（２）拠点的な医療機関としての取組みの実施計画について

拠点的な医療機関としての取組みに係る実施計画について、具体的かつ実効性のある計画が策定されているか。

※本事業の補助実績が１回以上ある（採択実績のある）医療機関については、前回の事業における取組みを踏まえ、今年度（令和５年度）の事業において新たな取組みもしくは取組みの拡充を行う計画が策定されているか。

（３）間接補助事業の遂行能力について

- ・外国人患者の受入れ方針や今後の展望が、本事業の事業目的に合致しているか。
- ・配置人員体制に見合った補助金申請額となっているか。
- ・組織体制について、外国人患者対応に効果的な体制となっているか。
- ・事業を遂行するために十分な管理能力があるか。
- ・外国人患者対応に関する実績やノウハウ等、事業を安定的かつ効果的に推進するための強みがあるか。

（４）本事業の補助実績や配置人員体制の整備・拡充の状況について

- ・本事業の補助実績（採択実績）の状況について勘案する。
- ・配置人員体制の整備・拡充の状況について勘案する。

（５）その他の状況について

- ・地域の実情に応じた希少言語に対応する医療通訳者の配置や養成を行う場合は評価する。
- ・外国人診療の需要（もしくは今後の需要の見込み）について勘案する。
- ・医療機関が所在する地理的条件について勘案する。
- ・その他、状況に応じて考慮すべき事項について勘案する。

11 間接補助事業への応募に必要な申請書類

下記のURLより、申請書類（以下①～⑧）をダウンロードし、必要事項を記入してください。

【URL】 <https://www.jme.or.jp/recruitment/index.html>

- ① [様式1] 公募申請書
- ② [様式2] 医療通訳者配置状況

※前掲 [3. 医療通訳配置等間接補助事業の事業内容] の「(1) 医療通訳者の配置」に定める基準に沿っていることが明確であること。

③ [様式 3] 外国人患者受入れ医療コーディネーター配置状況

※前掲 [3. 医療通訳配置等間接補助事業の事業内容] の「(2) 外国人患者受入れ医療コーディネーターの配置」に定める基準に沿っていることが明確であること。

④ [様式 4] 医療通訳者・外国人患者受入れ医療コーディネーター補助金申請額一覧
(概算)

※補助金の申請対象者か否かに関わらず、院内に配置している全ての医療通訳者・外国人患者受入れ医療コーディネーターを記載すること。

※補助金申請対象者の補助金対象予定額を入力すること。

⑤ [様式 5] 基本情報確認票

- ・医療機関基本情報
- ・外国人患者数および医療機関職員数
- ・外国人患者の対応状況
- ・周辺医療機関（連携医療機関等）の状況

⑥ [様式 6] 組織体制図

※形式は問わないが、医療通訳者および外国人患者受入れ医療コーディネーターの配置状況を明記すること。

⑦ [様式 7] 拠点的な医療機関としての取組みに係る実施計画書

※形式は問わないが、拠点医療機関機能の推進に係る取組みについて、本事業における実施計画を具体的に記載すること。

⑧ [様式 8] 外国人患者受入れ体制整備に関するセルフチェックシート

(本チェックシートは、「外国人患者受入れ医療機関認証制度 (JMIIP)」の評価項目をベースとして基準が設定されています)

12 間接補助事業への応募方法等

(1) 申請書類の作成

前掲 [11. 間接補事業者への応募に必要な申請書類] の①～⑧を準備してください。

※申請書類の不足や記入漏れがないようご注意ください。

(2) 提出方法

申請書類一式 (申請書類①～⑧) を3部準備し、以下の提出期限までに郵送にて提出してください。あわせて、申請書類一式の電子データを下記のEメールアドレス宛に提出してください。

※郵送 (3部) およびEメール (電子データ) の両方の提出が必要です。

※郵送での提出分は、簡易書留郵便等、配達記録がわかるものを利用してください。

(3) 提出期限

2023年（令和5年）7月21日（金） 必着

※Eメールでの提出分は、7月21日（金）17時までとします。

(4) 提出先・問合せ先

〒101-0062 東京都千代田区神田駿河台2-9 駿河台フジビュービル6階

一般財団法人 日本医療教育財団 事務局 （担当：佐藤、三河）

【TEL】03-3294-1744

【E-Mail】jigy@jme.or.jp

13 補助金の支給までのスケジュール

- 間接補助事業者の募集・・・・・・2023年（令和5年）7月21日まで
- 間接補助事業者の選定（予定）・・・・2023年（令和5年）8月中旬～下旬
- 補助金支給対象期間（予定）・・・・採択日（内示日）～2024年（令和6年）3月31日
- 補助金支給時期（予定）・・・・・・2024年（令和6年）3月下旬

*個人情報の取得について

- ・本事業への応募に関する個人情報は、日本医療教育財団と厚生労働省のみで利用いたします。
- ・本事業への応募に関する個人情報は、「令和5年度 医療通訳者、外国人患者受入れ医療コーディネーター配置等支援事業」の運營業務等の遂行のみに利用し、それ以外の目的に利用することはありません。
- ・日本医療教育財団では、下記の「個人情報保護方針」に則して個人情報を管理しています。

個人情報保護方針：<https://www.jme.or.jp/privacy.html>

以上

1. 医療通訳者（本事業における定義）

日本語が母国語でない、もしくは日本語でのコミュニケーションに制限がある患者等に対して、日本語での医療を安全かつ安心して提供するために、通訳技術と医学知識を用いて相互理解を支援する者。

<配置人材の能力>

- a) 言語力
 - ・日本語、医療機関の現状や医療機関が所在する地域の実情に即して必要と判断される対応言語について外国人患者対応に必要な言語力
- b) 通訳技術
 - ・リスニング力
 - ・理解力
 - ・伝達力
 - ・状況判断力
 - ・コミュニケーション力（現場調整力、異文化コミュニケーション能力等）
- c) 外国人患者対応に必要な医療知識
 - ・基礎的な医療用語
 - ・身体の仕組みとその機能
 - ・疾患、検査、治療、薬剤等に関する基礎知識
 - ・保健衛生に関する知識
 - ・医療機関における受診の流れ
 - ・医療従事者の役割と心理
 - ・患者の心理
- d) 医療通訳に関する職業倫理
 - ・基本的な人権の尊重
 - ・守秘義務
 - ・プライバシーの尊重
 - ・中立性、客観性
 - ・専門性の維持、向上
 - ・利用者との私的な関係の回避

<業務内容>

- a) 間接補助事業者での外国人患者に対する医療通訳業務
- b) その他付随業務

2. 外国人患者受入れ医療コーディネーター（本事業における定義）

外国人患者が医療機関を訪れた際、当該医療機関内における一連の手続きをサポートし、必要に応じて他の医療機関を紹介する等、円滑な医療提供体制を支える潤滑油的な役割を担う者。

<配置人材の能力>

a) 言語力

- ・日本語以外の外国語の言語力については必ずしも求めない。

※間接補助事業者において必要と判断される言語の言語力（院内案内ができる程度）があれば、より望ましい。

b) 患者対応一般に必要な知識

- ・医療機関の事務に関する知識（受付・会計業務、地域医療連携等）
- ・医療機関における各職種・各部門の役割と連携に関する知識
- ・医療安全管理に関する知識
- ・患者の心理

c) 外国人患者支援に関する知識

- ・外国人患者の生活背景
- ・外国人患者の出身国・地域の文化・宗教
- ・外国人患者の出身国・地域の医療
- ・外国人に関する支援機関・団体等についての知識

d) 医療福祉制度に関する知識

- ・各種医療保険、社会福祉制度等

e) コミュニケーション能力

f) マネジメント能力

<業務内容>

a) 院内における医療通訳の手配

b) 自院内での外国人患者受入れに関する各種対応

c) 外国人患者受入れに関する院内各部署間の調整・連携強化

d) 外国人患者の受入れに関する個別ケースごとの地域連携のサポート

e) 地域全体の外国人患者受入れ体制の向上に資するサポート

f) その他付随業務



(地 25)

平成 3 1 年 4 月 1 0 日

都道府県医師会

担 当 理 事 殿

公益社団法人日本医師会 副会長

今 村 聡

公益社団法人日本医師会 常任理事

松 本 吉 郎

「外国人患者を受け入れる拠点的な医療機関」の選出及び受入体制に係る情報の
取りまとめについて（依頼）

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて今般、厚生労働省医政局総務課長及び観光庁外客受入担当参事官より各都道府県衛生主管部（局）長及び観光部（局）長宛に標記の通知が発出されると共に本会宛に周知方依頼がございました。

本通知は、厚生労働省の「訪日外国人旅行者等に対する医療の提供に関する検討会」（松本吉郎常任理事が参画）における議論を踏まえ、1. 関係省庁が連携して一元化した外国人患者を受入れ医療機関の情報を取りまとめたリストを公開すること。2. 都道府県は、「外国人患者で入院を要する救急患者に対応可能な医療機関」（都道府県で1カ所以上）及び「外国人患者を受入れ可能な医療機関（診療所・歯科診療所も含む）」（二次医療圏において1カ所以上）を選出すること。3. 都道府県は、拠点医療機関の選出の際に医療関係者だけでなく、消防(救急)、観光・宿泊、多文化共生等の関係者を交えて議論し、また、地域ごとに状況や方針が異なることを踏まえ、地域の実情に応じて検討することとされています。なお、既存の医療提供体制に、変更を求めているものではありません。

スケジュールは、2019年5月31日（金）が第1回回答提出締切日、その後、2019年9月30日（月）が第2回回答提出締切日とされております。

また、厚生労働省予算事業として、(1)都道府県に対する補助事業としての「外国人患者の受入体制を検討する協議体の設置推進事業」、(2)今後要綱等により詳細が決められる「翻訳 ICT 技術に対応したタブレット端末等の配備事業（仮称）」、(3)実施団体に対する補助事業としての「外国人患者受入れ環境整備推進事業」、(4)研修実施事業者に対する委託事業と

しての「医療機関における外国人患者受入れ医療コーディネーターや事務職員対応能力向上研修事業（仮称）」につき紹介されていることを申し添えます。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただき、各都道府県による「外国人患者を受け入れる拠点的な医療機関」の選出にご協力いただくと共に、貴会管下の郡市区医師会並びに関係医療機関への周知方につき、ご高配を賜りたくよろしくお願い申し上げます。

事 務 連 絡
平成 31 年 3 月 26 日

公益社団法人日本医師会 御中

厚生労働省医政局総務課
医療国際展開推進室

「外国人患者を受け入れる拠点的な医療機関」の選出及び受入体制に係る
情報の取りまとめについて

日頃より、医療行政の推進に御尽力いただき、厚く御礼申し上げます。
標記について、別添のとおり厚生労働省医政局総務課長等より各都道府県衛生
主管部局等あて送付しておりますので、当該留意事項についてご了知いただくと
ともに、貴会会員への周知につき、ご協力いただくようお願いいたします。

医政総発0326第3号
観参第800号
平成31年3月26日

各都道府県衛生主管部(局)長 殿
各都道府県観光部(局)長 殿

厚生労働省医政局総務課長
(公印省略)
観光庁外客受入担当参事官
(公印省略)

「外国人患者を受け入れる拠点的な医療機関」の選出及び受入体制に係る
情報の取りまとめについて(依頼)

平素から厚生労働行政及び観光行政の推進に御支援、協力を賜り厚く御礼申し上げます。

訪日外国人旅行者が増加する中、政府においては、「訪日外国人に対する適切な医療等の確保に向けた総合対策」を取りまとめ、日本を訪れる旅行者が医療を必要とする場合に備え、安心・安全に医療を受けられる環境を整えることとしています。

また、在留外国人も増加する中、政府においては、「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」を取りまとめ、全ての居住圏において外国人患者が安心して受診できる体制の整備を進めることとしています。

こうした中、厚生労働省が開催した「訪日外国人旅行者等に対する医療の提供に関する検討会」において、患者や医療機関等の利便性や、行政サービスの向上のために、外国人患者を受け入れる医療機関の情報を取りまとめ、2次医療圏ごとに「外国人患者を受け入れる拠点的な医療機関」を選出することが議論されました。この議論を受け、厚生労働省より都道府県に対して「外国人患者を受け入れる拠点的な医療機関」の選出を依頼することとなりました。

各都道府県衛生主管部(局)におかれましては、別紙の要項に基づき、各都道府県観光部(局)だけでなく、医療機関、関係団体、観光・宿泊事業者、多文化共生等の関係者を交えて協議のうえ、「外国人患者を受け入れる拠点的な医療機関」を選出し、指定の期日までに厚生労働省まで御報告いただきたく、お願い申し上げます。

「外国人患者を受け入れる拠点的な医療機関」の選出及び受入体制に係る
情報の取りまとめについて(依頼)
(作業要項)

1. 基本的な考え方

(1) 外国人患者の増加に伴う医療機関の整備の必要性

ア 我が国全体で観光立国が推進される中で、各都道府県においても訪日外国人旅行者の増加による地域の活性化に向けてそれぞれ取組が進められています。

政府においては、内閣官房健康・医療推進本部が「訪日外国人に対する適切な医療等の確保に関するワーキンググループ」を開催し、2018年(平成30年)6月に「訪日外国人に対する適切な医療等の確保に向けた総合対策」¹を取りまとめました。

訪日外国人旅行者は、予期せぬ怪我や疾病が発生した際、付近の医療機関を訪れると考えられるため、全国どの医療機関にも受診の可能性があり、訪日外国人旅行者が安心・安全に医療を受けることができる体制の整備についても併せて取り組むことが求められています。

イ また、訪日外国人旅行者に対する取組は、同様に増加傾向にある在留外国人にとっても利便性を高めるものと考えられます。政府においては、2018年(平成30年)12月に「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」²が取りまとめられ、全ての居住圏において外国人患者が安心して受診できる体制の整備を進めることが求められているところです。

(2) 「外国人患者を受け入れる拠点的な医療機関」の選出

ア 厚生労働省では「医療機関における外国人患者受入環境整備事業(平成25年(2013年)～)」等において医療機関の受入体制の整備や地域の受入体制強化を行い、また、観光庁では平成27年(2015年)より毎年度「訪日外国人旅行者受入れ医療機関」の選定を行い、日本政府観光局(JNTO)ウェブサイトにおいて公開してきており、直近では本年3月にも最新版の公開を行いました。

イ このような中、昨今、患者・医療従事者・地方自治体等から以下のような声が寄せられています。

① 外国人患者を受け入れる医療機関の情報が一元化されておらず、わかりづらい

② 外国人患者を受け入れるとされている医療機関における外国人患者受入の姿勢に差がある

ウ そこで、厚生労働省は、「訪日外国人旅行者等に対する医療の提供に関する検討会」³(以下、「検討会」という。)において、外国人患者の診療に関する情報提供のあり方を議論しました。この第2回検討会(2019年(平成31年)1月25日)において、以下のことが合意されました。

① 医療機関等及び行政のサービス向上を図り、患者にとっての利便性を高めることを目的として、関係省庁が連携して一元化した、外国人患者を受け入れる医療機関の情報を取りまとめたリスト(以下「医療機関リスト」という。)を公開すること

② 都道府県は、医療関係者だけでなく、消防(救急)、観光・宿泊、多文化共生等の関係者を

¹ 内閣官房 健康医療推進本部 「訪日外国人に対する適切な医療等の確保に向けた総合対策」

<https://www.kantei.go.jp/jp/singi/kenkouiryoku/kokusaitenkai/kaisai.html> 参照

² 首相官邸ウェブサイト <https://www.kantei.go.jp/jp/singi/gaikokujinzai/kaigi/dai3/siryoku3-2.pdf> 参照

³ 厚生労働省ウェブサイト https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_02137.html 参照

交えて議論し、地域内の共通認識を育みながら「外国人患者を受け入れる拠点的な医療機関」を選出すること

エ また、本検討会では、以下の点も議論されました。

- ① 訪日外国人旅行者や在留外国人の数、また、それらのうち医療機関を受診する外国人患者の数は、都道府県ごとに大きなばらつきがあり、地域における優先課題も異なる⁴。また、患者の重症度(緊急度)も考慮しながら、医療機関を選定する必要がある。
- ② 医療機関に対して、外国人患者受入体制整備の支援の内容を周知する必要がある。

オ このような経緯を経て、今般、各都道府県に対して「外国人患者を受け入れる拠点的な医療機関」の選出を依頼するに至ったものです。

(3) 各都道府県に求められる取組

ア 都道府県においては、「外国人患者を受け入れる拠点的な医療機関」を選出する際に、医療関係者だけでなく、消防(救急)、観光・宿泊、多文化共生等の関係者を交えて議論し、データに基づいて課題を特定し、解決策を導き、地域内の共通認識を育み、地域の外国人患者受入体制を強化することが求められます。

また、関係者間で都道府県の取組が共有認識されることで、最終的には医療機関の負担の軽減にもつながると考えられます。

イ これまで、観光庁が、各都道府県に対して「訪日外国人旅行者受入れ医療機関」の選定を依頼してきました。多くの医療機関が積極的に外国人患者を受け入れており、それらの医療機関には引き続き協力を期待しながら、地域において外国人患者の受入体制が不足していないか検討する必要があります。

ウ 外国人患者受入体制を検討する際には、まず外国人患者を受け入れる医療機関の数を考える必要があります。医療機関の数が不足している地域もあれば、一定数確保できている地域もあると思われます。外国人患者を少数の医療機関に集約する考え方もあれば、多くの医療機関で分担して対応するという考え方もあり、地域ごとに状況や方針が異なってもかまいません。

エ 次に、訪日外国人旅行者は、予期せぬ怪我や疾病で医療機関を受診するため、重症度や緊急度も考慮することが必要です。患者の重症度や緊急度が高い場合を想定し、外国人患者に対応可能な救急医療機関を、都道府県内で一定数確保することが重要です。

その一方、軽症かつ緊急度が低い患者の医療ニーズもあると考えられます。そこで、日中に受診する患者等は、救急医療機関でない医療機関(診療所・歯科診療所を含む)において、対応可能な場合も多いと考えられます。

そのため、都道府県が外国人患者の受入体制を構築する際には、救急医療機関と救急医療機関でない医療機関の双方の協力が求められます。

オ この度の「外国人患者を受け入れる拠点的な医療機関」の選出依頼は、各都道府県がこれまで構築された既存の医療提供体制に、変更を求めているものではありません。各都道府県内の状況に応じて、適切な体制を構築してください。

⁴ 厚生労働省ウェブサイト https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_02137.html 参照
[o.jp/content/10800000/000472212.pdf](https://www.mhlw.go.jp/content/10800000/000472212.pdf)

(4) 今後の政府の方針

ア 厚生労働省は、各都道府県より提出いただいた医療機関リストのデータをとりまとめ、観光庁と共有する予定です。

そのデータは、厚生労働省と観光庁(日本政府観光局(JNTO))等のウェブサイトにおいて公開される予定です。なお、現状、観光庁(日本政府観光局(JNTO))ウェブサイトにおいて、「訪日外国人旅行者受入れ医療機関」リストの情報を公開していますが、今後は各都道府県より提出いただいた医療機関リストをもとに情報を公開することとします。

イ また、この医療機関リストの情報は、訪日外国人旅行者や在留外国人への利便性を考え、政府のみならず、民間の事業者も必要としていると考えられます。

今回ご報告いただく情報は、5(2)に記しておりますとおり、公知情報またはそれに準ずる情報であり、今後、例えば、民間事業者がこれら医療機関リストの情報を活用して、ウェブサイトやスマートフォンのアプリ等を開発することも考えられます。

ウ 厚生労働省と観光庁は、この医療機関リストを取りまとめ、定期的に更新していく予定です。また、両省庁それぞれの政策立案に活用される予定です。厚生労働省と観光庁も、都道府県が医療機関の選出する際の助言や支援を行いながら、PDCAサイクルを回していく予定です。

エ 都道府県も同様に、前述のリストに掲載された医療機関が、外国人患者に適切な医療を提供できているか、各種指標を定期的に把握し、PDCAサイクルをまわしながら、医療機関の体制強化等に努めていただきますよう、お願いします。

2. 「外国人患者を受け入れる拠点的な医療機関」の選出要件

都道府県におかれては、同時に提供する観光庁の「訪日外国人旅行者受入れ医療機関」リストや厚生労働省の「外国人患者受入環境整備推進事業」に参加した医療機関の一覧を基に、以下の(1)、(2)に相当する医療機関を選出してください。

(1) 外国人患者で入院を要する救急患者に対応可能な医療機関⁵

- ① 選出単位・選出件数： 都道府県で1カ所以上
- ② 選出される医療機関： 都道府県の医療計画における二次以上の救急医療機関
- ③ 言語対応： 多言語での対応が可能であること
 - ※ 言語の種類は医療機関の実情にあわせて設定するものとする
 - ※ 医療通訳者、電話通訳、音声翻訳等の形式は問わない

(2) 外国人患者を受入れ可能な医療機関(診療所・歯科診療所も含む)

- ① 選出単位・選出件数： 全ての二次医療圏において、1カ所以上
特に、以下のア～エに該当する医療圏からの選出は、第1回目回答提出締切日(2019年5月31日)までに、選出をお願いしたい。

ア ラグビーW杯またはオリンピック・パラリンピックの開催地等を含む医療圏

⁵ 参考：検討会においては、「重症例を受入可能な医療機関」「軽症例を受入可能な医療機関」という表現を用いていましたが、「重症」「軽症」という単語は主観的要素を含むため、今後は(1)、(2)にある表記に統一します。

- イ 訪日外国人旅行者の多い医療圏
- ウ 在留外国人の多い医療圏
- エ その他、都道府県が早急に選出すべきと考える医療圏

- ② 選出される医療機関：医療機関（診療所・歯科診療所も含む）
 - ※ 診療時間や診療科目には、特に制限を設けない
- ③ 言語対応：多言語での対応が可能であること
 - ※ 言語の種類は医療機関の実情にあわせて設定するものとする
 - ※ 医療通訳者、電話通訳、音声翻訳等の形式は問わない

なお、2019年度は、上記の基準としておりますが、2020年以降は、政府における検討、2019年度に選定された実績、各都道府県における取組状況に基づき、選出基準を更新する可能性があります。

3. 「外国人患者を受け入れる拠点的な医療機関」を選出するにあたっての考え方

- (1) 都道府県ごとに、訪日外国人旅行者数や在留外国人数、及び外国人患者に対応可能な医療機関の数が異なる状況のなか、2. 選出要件に記載された医療機関を選出する方法は、都道府県によって異なると考えます。

そのため、参考となる考え方の一例を(2)～(5)に例示します。なお、都道府県ごとに状況が違うため、必ずしもこの方法に限定するものではありません。また、都道府県が、2. (1), (2)にあげた要件以外に、独自に要件を追加することを妨げるものではありません。

- (2) 医療機関リストに選出されることを希望する医療機関への対応

これまで観光庁が各都道府県に対して「訪日外国人旅行者受入れ医療機関」の選定を依頼し、別添のとおり選定いただいております。これらの医療機関は外国人患者への診療に協力する意志（いわゆる「手上げ」）があり、その医療機関の地域医療への協力姿勢を尊重し、医療機関リストへ掲載することとします。

しかし、検討会において「外国人患者が受診するに際し、電話対応者が問合せに対応できない場合等、受診に至らない事例もある」との指摘もされています。そこで、都道府県は、外国人患者が実際に当該医療機関にアクセスすることが可能か、医療機関に照会する等精査し、その適格性について検討し、不適格であると思われる医療機関が含まれている場合は、掲載しない旨を当該医療機関と合意してください。

- (3) 各都道府県は、(2)で選出された医療機関のみで当該医療圏における外国人に対する医療を提供できるか、医療圏ごとに精査する必要があります。この際には、特に①②の要素を考えることが重要で、可能なら③④の要素を考えることが必要です。

- ① 訪日外国人旅行者数、在留外国人数
- ② 宿泊施設や観光スポットの所在地、在留外国人が多く居住する地域
- ③ 医療機関の診療科目
- ④ 医療機関の診療時間

- (4) (3)の検討をふまえて、外国人患者への医療を提供する医療機関が不足する場合は、都道府県から医療機関に対して、協力を依頼する必要があります。

この依頼を行う際には、行政だけでなく、多分野の関係団体(医療機関、都道府県医師会、病院団体、消防(救急)、観光協会、宿泊関連業者、国際交流協会等)との議論やルール作り、合意形成が必要です。その際には例えば、

- ① 自治体と医療機関が救急搬送の受入れの協定を結ぶ
- ② 外国人患者の受入実績が多い医療機関に、協力を依頼する
- ③ 外国人患者の受入れが、②に挙げた一部の医療機関に偏らないように、周辺の医療機関(診療所・歯科診療所を含む)にも協力を依頼する
- ④ 休日・夜間診療所のシステムを活用する
- ⑤ 言語ごとに対応する医療機関を分ける

等の先進事例がありますので、地域の実情に即した体制作りを行う必要があります。

- (5) 都道府県から医療機関に依頼するに際して、新たに医療機関へ体制整備を依頼する際には、6. 厚生労働省予算事業との関連に記している各種補助事業を活用することが可能です。

この補助事業は、都道府県が外国人患者の受入可能な医療機関の数を増やすこと(「医療機関リスト」に登録される医療機関数を増やすこと)や、すでに「医療機関リスト」に登録されている医療機関の体制整備の強化に使われるものであります。

各種補助事業には件数や補助金額に上限がありますので、ご注意ください。補助事業の対象となる医療機関は、「医療機関リスト」に登録されている全ての医療機関ではありません。詳細は、後日通知する実施要綱、交付要綱等を参照してください。

4. スケジュール

2019年3月26日	当通知の発出及び「訪日外国人旅行者受入れ医療機関」リストの送付
2019年3月下旬(予定)	厚生労働省より各都道府県へ、「医療機関における外国人患者の受入に係る実態調査」 ⁶ の結果(当該都道府県部分に限る)を電子的に送付
2019年3月下旬(予定)	観光庁より「訪日外国人旅行者受入れ医療機関」 ⁷ の公開
2019年4月(予定)	「外国人患者に対する医療提供体制整備等推進事業」 「医療機関における外国人患者受入環境整備推進事業」事業開始
2019年5月31日(金)	第1回 回答提出締切日
2019年6月中(予定)	医療機関リストの公開
2019年9月30日(月)	第2回 回答提出締切日
2019年10月中(予定)	医療機関リストの更新・公開
2020年度以降(予定)	医療機関リストの定期的な更新・公開 (年度末に都道府県から厚生労働省へ医療機関を推薦し、年度明けにリストを更新する予定)

5. 回答方法

- (1) 厚生労働省より各都道府県の担当部局宛に、回答形式としてMicrosoft Excel形式のファイルを送付

⁶ 9. 参考資料の項目を参照のこと

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/iryuu/kokusai/index.htmlに掲載

⁷ 「訪日外国人旅行者受入れ医療機関の追加選定について」平成30年11月16日(観参第395号)

します。各都道府県は、4月19日(金)までにファイルを受領しない場合は、厚生労働省までお問合せください。

(2) 回答にいただく情報は以下の通りです。(※印の部分は、日本語と英語(ローマ字)で記入してください。)

- ① 医療機関 (開設者の種別⁸、開設者名^{*}、医療機関名^{*})
- ② 所在地 (郵便番号、都道府県^{*}、市区町村^{*}、市区町村以下の住所^{*}、二次医療圏名)
- ③ 電話番号 (外国語対応が可能な窓口の電話番号)
- ④ 受付時間
- ⑤ 都道府県の定める救急医療体制の種別 (初期救急医療、第二次救急医療、第三次救急医療)
- ⑥ 都道府県による「外国人患者を受け入れる拠点的な医療機関」選定の有無
 - 「外国人患者で入院を要する救急患者に対応可能な医療機関」または「外国人患者を受入れ可能な医療機関(診療所・歯科診療所も含む)」
- ⑦ 民間団体による医療機関の認証の有無
 - 外国人患者受入れ医療機関認証制度(JMIP)、ジャパンインターナショナルホスピタルズ(JIH)、他
- ⑧ ウェブサイト (日本語ウェブサイト、外国語ウェブサイト)のURL
- ⑨ 診療科目と外国語対応⁹
 - 医療通訳による対応(通訳者による対応か電話通訳等の対応は問わない)
 - 対応可能な言語:(英語、広東語、北京語、台湾語、ハングル、タイ語、タガログ語、ミャンマー語、ベトナム語、ベンガル語、フランス語、ポルトガル語、ドイツ語、ロシア語、イタリア語、スペイン語、その他より選択)
 - 機械通訳・自動翻訳ツール等による対応¹⁰
- ⑩ 診療科目と対応言語
- ⑪ 利用可能なクレジットカード、キャッシュレスサービスの種類
 - VISA、MASTER、AMEX、Diners Club、JCB、中国銀聯
 - アリペイ、Wechat Pay

(3) 各都道府県は、3. スケジュールにある締切日までに、9. 連絡先に記されている担当者までに、電子的に提出してください。

(4) 厚生労働省は都道府県より提出いただいたデータをそのままウェブサイトに掲載する予定です。また観光庁は提出いただいたデータを、中国語(簡体字)、中国語(繁体字)、韓国語に翻訳して日本政府観光局(JNTO)サイトに掲載する予定です。都道府県は、回答する際には、ローマ字のつづり方など含め、精査するようにしてください。

6. 厚生労働省予算事業との関連

厚生労働省においては2019年度に以下(1)～(4)の事業を行う予定です。詳細は、後日通知する実施要綱、

⁸ 医療施設調査の分類に基づく

⁹ 医療機関が標榜している診療科目のうち、外国語対応可能な診療科目のみ回答すること

¹⁰ 機械通訳・自動翻訳ツール等を利用の場合、対応可能な言語は多数あり、煩雑になるため、対応可能言語を記入する必要はない

交付要綱等を参照してください。

(1) 「外国人患者に対する医療提供体制整備等推進事業」における「地域における外国人患者の受入体制検討推進事業(仮称)」

- 補助先: 都道府県
- 補助率: 定額(1/2相当)
- 補助額: 1都道府県あたり3,439千円
- 対象経費: 協議体運営のための謝金、旅費や広報費、実態把握のための調査費等
- 事業詳細:
 - ① 本事業は、都道府県において、行政(医療・観光・多文化共生等の部局)や多分野の関係団体(医療機関、都道府県医師会、病院団体・病院グループ、医療通訳関係団体、消防(救急)、観光協会、宿泊関連業者、国際交流協会等)からなる協議体を設け、会議等を設置・開催し、情報共有や意見交換を通じて連携の強化を図るとともに、地域の外国人患者受入体制における課題の整理及び課題に対する対応方針を策定するものです。
 - ② この協議体での検討事項のひとつとして、地域における外国人患者の受入のルールを定め、関係者の合意のもとに「外国人患者を受け入れる拠点的な医療機関」を、選出いただくことができます。

(2) 「外国人患者に対する医療提供体制整備等推進事業」における「翻訳ICT技術に対応したタブレット端末等の配備事業(仮称)」

- 本事業の詳細は、後日通知する実施要綱、交付要綱等を参照してください。

(3) 「医療機関における外国人患者受入環境整備推進事業」における「外国人患者受入環境整備推進事業」

- 補助先: 厚生労働省から実施団体への補助。実施団体から医療機関への間接補助
- 補助額: 1医療機関あたり185千円～2,186千円(2018年度実績)。
2019年度の補助額は未定。
- 補助件数: 31件(2018年度実績)
2019年度の補助件数は未定。
- 対象経費: 医療通訳者や外国人患者受入環境医療コーディネーター配置のための人件費等
- スケジュール: 2019年4月頃 実施団体の公募開始
2019年4月頃 実施団体の決定
2019年7月頃 間接補助事業者(医療機関)の公募開始
2019年9月頃 間接補助事業者の決定。事業開始。
- 事業詳細:
 - ① 本事業は、医療機関において医療通訳者や外国人患者受入環境医療コーディネーターを配置する際の人件費を補助するものです。
 - ② 本補助金の採択の対象とする医療機関は、「外国人患者を受け入れる拠点的な医療機関」と

して選又は選出される予定である必要があります。

③ 都道府県が医療機関を選出する際には、(1)にあげた協議体等を活用することが可能です。

(4) 「外国人患者に対する医療提供体制整備等推進事業」における「医療機関における外国人患者受入れ医療コーディネーターや事務職員対応能力向上研修事業(仮称)」

- 委託先: 厚生労働省から研修を実施する事業者への委託。
- スケジュール: 2019年4月頃 公募開始
2019年9月以降 研修の開始(予定)
- 事業詳細:
 - ① 本事業は、医療機関における外国人患者の受入体制を構築するために、外国人患者に接する外国人患者受入れ医療コーディネーターや事務職員等の対応能力向上を図るための研修を実施するものです。
 - ② 「外国人患者を受け入れる拠点的な医療機関」をはじめとした外国人患者を受け入れる医療機関において、その職員の人材育成のために活用可能な内容となる予定です。事業開始の際には都道府県に対して適宜案内するので、都道府県におかれては、積極的に管下の医療機関に向けて案内いただくようお願いいたします。
 - ③ 2019年度は「医療機関リスト」において、外国人患者受入れ医療コーディネーターや事務職員等の配置の有無を記載する予定はありませんが、研修の成果等を鑑みつつ、2020年度以降に記載される可能性があります。

7. 留意事項

(1) 「外国人患者を受け入れる拠点的な医療機関」の診療科

診療科に関して特段の基準を設けるものではありませんが、都道府県で選出する「外国人患者で入院を要する救急患者に対応可能な医療機関」は医療計画における二次以上の救急医療機関を想定していますので、医療計画の関連通知(「疾病・事業及び在宅医療に係る医療体制について」(平成29年7月31日、医政地発第1号)等)を参照の上、患者の特性等を考慮し地域において求められる医療提供体制を検討してください。

(2) 「外国人患者を受け入れる拠点的な医療機関」からの辞退

医療機関が「外国人患者を受け入れる拠点的な医療機関」に選出されることを辞退する場合は、当該都道府県における「医療機関リスト」を更新の上、速やかに厚生労働省に連絡してください。なお、あらかじめ都道府県に設けられる協議会にて、検討することが推奨されます。

(3) 「医療機関リスト」への掲載の辞退

観光庁の「訪日外国人旅行者受入れ医療機関」に登録された医療機関が、本医療機関リストに掲載されることを辞退することも可能です。なお、「医療機関リスト」に掲載された医療機関では、外国人患者が一定数増加することが予想されます。都道府県は、医療機関を選定する際に、医療機関がその点の了解を得るようにしてください。

その一方、「医療機関リスト」に掲載されていない医療機関において、外国人患者の診療が減免されるということはありませんので、その点の周知もお願いいたします。

(4) 民間事業者への情報提供

医療機関リストの情報は、訪日外国人旅行者や在留外国人への利便性を考え、政府や日本政府観光局(JNTO)のみならず、自治体や民間の事業者も必要としていると考えられます。そこで、医療機関等からの特段の申し出がない限り、医療機関リストの情報は、自治体や民間事業者にも提供する予定です。

(5) 業務の委託(予定)

医療機関リストの作成・更新等に際して、一部の業務は厚生労働省事業の中で実施する予定です。都道府県より厚生労働省に提出いただいたデータ等に疑義がある場合は、当該事業者より都道府県へ問合せが行く可能性がありますことを、ご了承ください。

8. 参考資料

「外国人患者を受け入れる拠点的な医療機関」の選出や、外国人患者の受入体制の整備に際し、以下の参考資料をご活用ください。

- ① 内閣官房 健康医療推進本部 「訪日外国人に対する適切な医療等の確保に向けた総合対策」
<https://www.kantei.go.jp/jp/singi/kenkouiryou/kokusaitenkai/kaisai.html> 参照
- ② 首相官邸 「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」
<https://www.kantei.go.jp/jp/singi/gaikokujinzai/kaigi/dai3/siryous3-2.pdf> 参照
- ③ 厚生労働省「訪日外国人旅行者等に対する医療の提供に関する検討会」
https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_02137.html 参照
- ④ 厚生労働省 「医療の国際展開」
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryous/iryous/kokusai/index.html 参照
- ⑤ 観光庁(日本政府観光局) 「訪日外国人旅行者受入れ医療機関」に登録された医療機関の情報検索サイト
 - 日本語 https://www.jnto.go.jp/emergency/jpn/mi_guide.html
 - 英語 https://www.jnto.go.jp/emergency/eng/mi_guide.html
 - 中国語簡体字 https://www.jnto.go.jp/emergency/chs/mi_guide.html
 - 中国語繁体字 https://www.jnto.go.jp/emergency/chc/mi_guide.html
 - 韓国語 https://www.jnto.go.jp/emergency/kor/mi_guide.html

9. 連絡先

本通知や厚生労働省事業に関する問合せ

厚生労働省 医政局 総務課 医療国際展開推進室

〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2

TEL 03-5253-1111(代表) 03-3595-2317(直通)

FAX 03-3595-2193

室長補佐 永松 内線4107 E-Mail nagamatsu-souichirou@mhlw.go.jp

医療人材専門官 清水 内線4115 E-Mail shimizu-yuusuke@mhlw.go.jp

社会保障専門調査員 伊藤 内線4116 E-Mail itou-takumaaa@mhlw.go.jp

企画係長(予算担当) 柳田 内線4108 E-Mail yanagita-satoshi@mhlw@mhlw.go.jp
(E-mailでご連絡の際は、業務の効率化のために、上記4名同時に送信していただきますようお願い
します)

観光庁事業に関する問合せ

国土交通省 観光庁 外客受入担当参事官室

〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-2

TEL :03-5253-8111(代表) 03-5253-8972(直通)

課長補佐(総括) 小林 内線27902 E-Mail kobayashi-s2cy@mlit.go.jp

専門官 山崎 内線27918 E-Mail yamazaki-y2wm@mlit.go.jp

主査 遠藤 内線27991 E-Mail endoh-c2bq@mlit.go.jp

(E-mailでご連絡の際は、業務の効率化のために、上記3名同時に送信していただきますようお願い
します)

(了)